

## 福島県デジタル社会形成推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 県のデジタル社会形成推進に関する活動を総合的かつ一体的に行い、その一層の推進を図るため、デジタル社会形成推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) デジタル社会形成に関する基本的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他デジタル社会形成推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事、副本部長は副知事をもってあてる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の者を出席させ、又は出席を要請することができる。

### (幹事会)

第5条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整、デジタル社会形成に関する基本的な計画の策定及び推進に関する簡易な事項について協議調整する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、企画調整部次長（情報統計担当）をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の者を出席させ、又は出席を要請することができる。
- 7 幹事（総務部、危機管理部及び企画調整部にあつては主管課長である幹事）は、所属する部局内におけるデジタル社会形成に関する基本的な計画の策定及び推進に関する事項について、調整及び取りまとめを行う。
- 8 幹事会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、デジタル変革課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月31日から施行する。
- 2 高度情報化推進委員会設置要綱（昭和60年10月30日制定）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成13年2月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

|          |           |
|----------|-----------|
| 知事       | 農林水産部長    |
| 副知事      | 土木部長      |
| 総務部長     | 出納局長      |
| 危機管理部長   | 企業局長      |
| 企画調整部長   | 病院局長      |
| 避難地域復興局長 | 議会事務局長    |
| 文化スポーツ局長 | 教育長       |
| 生活環境部長   | 警察本部長     |
| 保健福祉部長   | 監査委員事務局長  |
| こども未来局長  | 人事委員会事務局長 |
| 商工労働部長   | 労働委員会事務局長 |
| 観光交流局長   |           |

別表 2 (第 5 条関係)

|       |             |          |        |
|-------|-------------|----------|--------|
| 総務部   | 広報課長        | 商工労働部    | 商工総務課長 |
|       | 総務課長        | 農林水産部    | 農林企画課長 |
|       | 行政経営課長      | 土木部      | 土木企画課長 |
|       | 文書法務課長      | 出納局      | 出納総務課長 |
|       | 施設管理課長      | 企業局      | 企業総務課長 |
| 危機管理部 | 危機管理課長      | 病院局      | 病院経営課長 |
|       | 災害対策課長      | 議会事務局    | 総務課長   |
| 企画調整部 | 次長 (情報統計担当) | 教育庁      | 教育総務課長 |
|       | 企画調整課長      | 警察本部     | 情報管理課長 |
|       | デジタル変革課長    | 監査委員事務局  | 監査総務課長 |
| 生活環境部 | 生活環境総務課長    | 人事委員会事務局 | 総務審査課長 |
| 保健福祉部 | 保健福祉総務課長    | 労働委員会事務局 | 審査調整課長 |